

添付法令資料 1 :

韓国国会法 (目次)

2024 年 3 月 12 日法律第 20372 号により一部改正 2024 年 3 月 12 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条ないし第 6 条)
第 2 章	国会の会期及び休会 (第 7 条及び第 8 条)
第 3 章	国会の機関及び経費 (第 9 条ないし第 23 条)
第 4 章	議員 (第 24 条ないし第 32 条)
第 4 章の 2	議員の利害衝突防止 (第 32 条の 2 ないし第 32 条の 6)
第 5 章	交渉団体・委員会及び委員 (第 33 条ないし第 71 条)
第 6 章	会議
第 1 節	開議・散会及び議事日程 (第 72 条ないし第 78 条)
第 2 節	発議・委員会回附・撤回及び翻案 (第 79 条ないし第 92 条)
第 3 節	議事及び修正 (第 93 条ないし第 98 条の 2)
第 4 節	発言 (第 99 条ないし第 108 条)
第 5 節	表決 (第 109 条ないし第 114 条の 2)
第 7 章	会議録 (第 115 条ないし第 118 条)
第 8 章	国務総理・国務委員・政府委員及び質問 (第 119 条ないし第 122 条の 3)
第 9 章	請願 (第 123 条ないし第 126 条)
第 10 章	国会及び国民又は行政機関との関係 (第 127 条ないし第 129 条)
第 11 条	弾劾訴追 (第 130 条ないし第 134 条)
第 12 条	辞職・退職・欠員及び資格審査 (第 135 条ないし第 142 条)
第 13 条	秩序及び警護 (第 143 条ないし第 154 条)
第 14 条	懲戒 (第 155 条ないし第 164 条)
第 15 条	国会会議妨害禁止 (第 165 条ないし第 167 条)
第 16 条	補則 (第 168 条及び第 169 条)
附則	